

下関市重度身体障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱

（目的）

第1条 下関市重度身体障害者（児）日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）は、在宅の重度身体障害者（児）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（用具の種目及び給付対象者等）

第2条 事業の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「障害及び程度」欄に掲げるものとする。

- 2 給付対象者は、在宅の障害者で、介護保険法（平成9年法律第123号）等の給付又は貸与を利用することができる者を除く。
- 3 すでに給付を受けている用具と同一の用具の給付の申請があった場合は、別表1の用具に対応する「耐用年数」欄に掲げる年数を超えなければ、原則として給付を行わない。ただし、給付を受けている用具が修理不能である場合は、この限りでない。
- 4 すでに給付を受けている用具と同一の用具の給付の申請があった場合で別表1の用具に対応する「耐用年数」欄に掲げる年数を超えている場合であっても、修理不能なとき又は修理を行うよりは再交付を行った方が真に合理的であるとき若しくは新たな機種の方が、使用効果が向上すると認められるときに限り給付を行う。
- 5 前項までの規定にかかわらず、視覚障害者用ポータブルレコーダーの給付は、盲人用テープレコーダー等の給付を受けて、当該給付の日から2年を超えない者及び児童に対しては給付を行わない。

（給付の申請）

第3条 用具の給付を申請しようとする者（当該扶養義務者を含む。）は、日常生活用具給付申請書（別記様式）により下関市長（以下「市長」という。）に申請するものとする。ただし、難病等により申請する場合は、医師の診断書を併せて添付しなければならない。

- 2 居宅生活動作補助用具を申請しようとする者は、工事図面等住宅改修に関する書類をさらに添付しなければならない。

- 3 前項の書類により、確認ができない事項がある場合は、現場の写真等を添えるよう指導を行うことができる。

(給付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、身体的状況、経済的状況、家庭環境、住居環境等を調査の上、用具の給付の要否について決定する。

- 2 市長は、用具の給付の決定を可としたときは、決定の通知を、用具の給付券を添えて申請した者に対し通知しなければならない。

- 3 市長は、用具の給付を不可とした場合は、不可とする理由を付し、申請した者に通知しなければならない。

- 4 市長は、用具の給付を行う場合、第2項の決定の通知に次に掲げる条件等を付す。

(1) 用具の給付を受けた者は、給付を受けた用具を給付の目的に反して使用してはならない旨

(2) 別表1の用具に対応する「耐用年数」欄に掲げる年数

(費用の負担)

第5条 前条第2項の決定を受けた者又は児童の扶養義務者（以下「受給者」という。）が負担すべき額は、次の各項の区分に応じ、当該各項に定めるとおりとする。この場合において、当該負担すべき額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

2 排泄管理支援用具を除く用具

(1) 用具の価格が別表1に定める限度額（以下「限度額」という。）を超えるときは、用具の価格から限度額を控除した額（以下「控除額」という。）及び限度額から当該限度額に100分の90を乗じて得た額を控除した額の合計

(2) 用具の価格が限度額以下のときは、用具の価格から当該用具の価格に100分の90を乗じて得た額を控除した額

(3) 前各号の規定による受給者の1月の負担額（控除額を除く。）が次のアからエまでの世帯区分に応じて定める額を超えるときは、前各号の規定にかかわらず、当該超える額は市の負担とする。

ア 生活保護世帯 0円

- イ 市町村民税非課税世帯（収入が 82 万 6 千 5 百円以下） 15,000 円
- ウ 市町村民税非課税世帯 24,600 円
- エ 市町村民税課税世帯 37,200 円

3 排泄管理支援用具

別表 2 により算定した額

- 4 排泄管理支援用具及びその他の用具を、同一月内に決定する場合若しくは排泄管理支援用具の決定期間内に、その他の用具の申請があり決定する場合は、排泄管理支援用具のみの費用負担とする。

（用具の給付）

第 6 条 用具を納品する業者は、受給者から前条で定める額の受領を同時に又は受けた後でなければ用具の給付を行うことができない。

- 2 用具を納品する業者は、受給者に対して、用具の使用について適正な説明及び用具のアフターケアを行わなければならない。ただし、受給者が用具の適正な使用を行わなかったときは、この限りでない。

（支払）

第 7 条 用具を納品した業者が請求できる額は、用具の購入等に要した額から第 5 条の規定により算定した額を控除した額を限度とする。

- 2 用具を納品した業者は、前項に規定する額を請求し、市長は、納品等の確認を行い、正当な額を支払う。
- 3 居宅生活動作補助用具の請求を行おうとする業者は、前項の請求の際、改修の施工前及び施工後の写真を添付しなければならない。

（費用の返還）

第 8 条 市長は、受給者が第 4 条第 4 項第 1 号に反した場合、受給者に対し、前条で用具を納品した業者に支払った額の全額又は一部を請求することができる。

（標準処理期間）

第 9 条 市長は、申請があった日の翌日から起算し、14 日以内に第 4 条の決定を行うよう努めなければならない。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成１７年２月１３日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に、下関市、菊川町、豊田町、豊浦町及び豊北町が行っていた方法の例によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年７月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年１２月１７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に、下関市難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前の様式による用紙については、当分の間は所要の修正を加え使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。